

# 機械受注統計調査票における需要者分類等の変更について

(平成 23 年 4 月調査)

平成 23 年 1 月  
内閣府経済社会総合研究所  
景気統計部

## 1. 新需要者分類への変更について

各種統計における産業分類の基準として、「日本標準産業分類」が公表されているが、機械受注統計調査でも概ねこの分類に沿った需要者分類を設定している。現在は平成 14 年 3 月改定版に準拠した分類となっているが、平成 23 年 4 月調査より、平成 19 年 11 月改定版の「日本標準産業分類」に準拠したものの(以下「新分類」)に変更する。

変更部分は民間需要の内訳(以下「業種」)分類であり、新旧分類は別紙 1 のとおりとなる。主な変更点としては、機械器具製造業の分類変更が挙げられる。現行の「一般機械器具製造業」と「精密機械器具製造業」が廃止され、これらに属していた需要者は、新設される「はん用・生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」又は「その他製造業」に移動することとなる。このほかの変更も含め、需要者分類の具体的変更については別紙 2 を参照されたい。

総じて、新旧分類の接続に関しては、問題ないと考えている。ただし、これまで「通信業」に分類されていた「信書送達業」が、旧分類の「運輸業」と統合されて、新たな「運輸業・郵便業」へ移るなど、一部業種では定義上厳密には接続しない場合があるので注意されたい。

## 2. 移行期間の表章

このように、新分類により調査すると、いくつかの業種については、そのままでは接続性がなくなり、例えば、ある程度の長い期間のデータを必要とする季節調整が行えなくなる恐れもある。このため、当面の間、調査は新分類で行うものの、できる限り従来の分類に沿った組み替えを行い、主要な業種については、旧分類との連続性を維持した移行期分類(別紙 1 参照)により公表する。この移行期分類では、旧分類が概ね再現されることになるが、定義変更により、断層が大きくなることが予想される「繊維工業」および「窯業・土石製品製造業」の 2 業種については、単独での表章は行わず、「その他製造業」に組み入れて表章することにする。

なお、新分類による集計値は参考値として別掲し、季節調整に必要なデータが蓄積されるおよそ5年後を目処に移行する予定である。

### 3. 機種の変更に伴う集計期間の変更

携帯電話は「日本標準商品分類」の「移動局通信装置」に分類されるため、これまで調査対象として計上されていた。しかし、携帯電話は通信業からの受注など、最終的に個人消費となるものが多く含まれるとみられ、設備投資の動向を把握しようとする意図で作成されている機械受注統計の調査対象としてはなじまないと考えられるため、今後、「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外すこととする。

携帯電話については、平成17年度調査より「通信機」の内訳として受注額の調査を行ってきたため、同年度以降は携帯電話を除いた受注額を計算することができる(参考値として公表済)。しかし、16年度以前については、携帯電話が調査項目ではなかったため、これを除外した系列を計算することが出来ない。また、携帯電話の民需(船舶・電力を除く)に対する比率は約9.0%(17～21年度平均)と大きいことから、単純に接続することも適当ではない。こうしたことから、23年4月調査以降の機械受注統計は、17年度開始とする。

なお、受注総額、民需(除船・電)、製造業、非製造業(除船・電)、外需等の主要9系列については、経済産業省の機械統計における携帯電話の生産額を利用するなどして、長期(昭和62年度以降)系列を推計し、ホームページで参考表章することにする。

また、「通信業」以外の業種、「通信機」およびその上位分類である「電子・通信機械」以外の機種については、携帯電話の影響はほとんどないため、そのまま接続しても問題はないものと思われる。現行の長期時系列表は平成23年3月調査時点のものをホームページに引き続き掲載する予定であり、原系列をそのまま接続して使用することは差し支えない。

### 4. 見直し調査の変更点

見直し調査は、需要者別については変更がなく、機種別については実績調査同様、平成23年度以降携帯電話を含まなくなる。しかし、現行調査では、携帯電話の見直し額を調査していないので、携帯電話を除いた見直し額が計算できない。このため、季節調整や達成率の計算に使用する過去系列については、実績調査で調べている携帯電話の比率を用いて、これを除いた見直し系列を推計・使用する(推計期間は平成17年度から22年度の6年間)。

別紙1 平成23年4月調査における民間需要内訳業種の調査票分類と移行期表章分類

旧分類		新調査票分類(注1)		移行期表章分類(注3、注4)	
製造業 業種数17	食品製造業	製造業 業種数18	食品製造業	製造業 業種数15	食品製造業
	繊維・衣服製造業		繊維工業(化学繊維、炭素繊維含む)		
	パルプ・紙・紙加工品		パルプ・紙・紙加工品(繊維板除く)		パルプ・紙・紙加工品(※)
	化学工業		化学工業(化学繊維除く)		化学工業(※)
	石油製品・石炭製品		石油製品・石炭製品		石油製品・石炭製品
	窯業・土石製品		窯業・土石製品(炭素繊維除く)		
	鉄鋼業		鉄鋼業		鉄鋼業
	非鉄金属		非鉄金属		非鉄金属
	金属製品		金属製品		金属製品
			はん用・生産用機械 } (注2)		
			業務用機械 } (注2)		
			(内)事務・サービス・娯楽用機械		
					一般機械(はん用・生産用機械、事務・サービス・娯楽用機械の合計)
	一般機械				電気機械(※)
	電気機械		電気機械(ビデオ・磁気テープ除く)		情報通信機械(※)
	情報通信機械		情報通信機械(ビデオ・磁気テープ含む)		自動車・同付属品
	自動車・同付属製品		自動車・同付属品		造船業
造船業	造船業	造船業			
その他輸送用機械	その他輸送用機械	その他輸送用機械			
精密機械		精密機械(※)(業務用機械から事務・サービス・娯楽用機械を控除)			
その他製造業	その他製造業(繊維板、眼鏡・時計含む、武器除く)	その他製造業(※)(繊維工業、窯業・土石製品を含む)			
非製造業 業種数12 (調査票13)	農林漁業	非製造業 業種数12	農林漁業	非製造業 業種数12	農林漁業
	鉱業		鉱業・採石業・砂利採取業		鉱業・採石業・砂利採取業
	建設業		建設業		建設業
	電力業		電力業		電力業
	運輸業		運輸業・郵便業(信書送達業含む)		運輸業・郵便業(※)
	通信業		通信業(信書送達業除く)		通信業(※)
	卸売・小売業		卸売業・小売業(料理品小売一部除く)		卸売業・小売業(※)
	金融・保険業		金融業・保険業		金融業・保険業
	不動産業		不動産業		不動産業
	情報サービス業		情報サービス業(広告制作業含む)		情報サービス業(※)
	(新聞出版業→情報サービス業へ編入)				
	リース業		リース業		リース業
	その他非製造業		その他非製造業(料理小売品一部含む、広告制作業除く)		その他非製造業(※)

(注1)かっこ内は旧分類との違いを示す。

(注2)「はん用・生産用機械」、「業務用機械」は「一般機械」、「精密機械(眼鏡・時計を除く)」および「武器」を再編したものの。

(注3)かっこ内は新調査票分類と移行期表章分類との対応を示す。

(注4)(※)の業種は、上記(注1)に示すように新調査票分類が旧分類と異なるため、定義上厳密には接続しない業種。

## 別紙2

### 機械受注統計調査票 需要者分類変更の概要(平成23年4月調査)

#### 1. 繊維工業

化学工業に含まれていた**化学繊維製造業**、窯業・土石製品に含まれていた**炭素繊維製造業**を含める。

#### 2. パルプ・紙・紙加工品製造業

**繊維板製造業**を除く。

#### 3. 化学工業

**化学繊維製造業**を除く。

#### 4. 窯業・土石製品製造業

**炭素繊維製造業**を除く。

#### 5. はん用・生産用機械器具製造業(新設)

**一般機械器具製造業(事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業を除く)**を計上。

#### 6. 業務用機械器具製造業(新設)

**精密機械(眼鏡製造業、時計・同部分品製造業を除く)**、一般機械器具製造業に含まれていた**事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業**、その他製造業に含まれていた**武器製造業**を計上。

#### 7. 事務・サービス・娯楽用機械器具製造業(移行期用に新設、業務用機械器具製造業の内数)

一般機械器具製造業に含まれていた**事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業**を計上。

#### 8. 一般機械器具製造業

廃止。

#### 9. 電気機械器具製造業

**ビデオ機器製造業、磁気テープ・磁気ディスク製造業**を除く。

#### 10. 情報通信機械器具製造業

電気機械器具製造業に含まれていた**ビデオ機器製造業、磁気テープ・磁気ディスク製**

造業を含める。

1 1. 精密機械器具製造業

廃止。

1 2. その他製造業

パルプ・紙・紙加工品製造業に含まれていた**繊維板製造業**、精密機械器具製造業に含まれていた**眼鏡製造業**、**時計・同部分品製造業**を含める。**武器製造業**を除く。

1 3. 運輸業・郵便業

通信業に含まれていた**信書送達業**を含める。

1 4. 通信業

**信書送達業**を除く。

1 5. 卸売業・小売業

**持ち帰り飲食サービス業**、**配達飲食サービス業**を除く。

1 6. 情報サービス業

その他非製造業に含まれていた**広告制作業**を含める。

なおこれまで調査票分類では新聞出版業が別立てとなっていたが、概念的にはもともと情報サービス業の内訳であり、移行期終了後はこれを統合した上で情報サービス業として公表してきたところである。

1 7. その他非製造業

卸売・小売業に含まれていた**持ち帰り飲食サービス業**、**配達飲食サービス業**を含める。**広告制作業**を除く。

また、いくつかの業種について、日本標準産業分類での名称変更にあわせて、機械受注統計調査票においても名称の変更を行う。